**第9条　アクセシビリティの指標例****＊　(JD仮訳)**

物理的環境、交通、サービス、情報通信、制度、および一般に公開または提供されているその他の施設やサービスへの他の人と平等なアクセス

**特質**

・　道路・交通機関

・　公共に開放または提供されている建物、屋内外の施設およびサービス

・　ICT、電子サービス、緊急サービスを含む情報通信およびその他のサービス

**構造指標**

**9.1** 都市部と農村部で、物理的環境、交通機関、サービス、ICTを含む情報通信、その他公共に公開または提供されている施設やサービスに、他の人と平等にアクセスする権利を確保するための法律**[[1]](#endnote-1)**。

**9.2** 航空、鉄道、道路、水上旅客輸送に関する法律に、義務としてのアクセシビリティ基準が盛り込まれていること。

**9.3** 許可条件を含む建設および計画に関する法律に、物理的環境および公衆に開放されたサービスに関する義務としてのアクセシビリティ基準が組み込まれていること（20.7に同じ）。

**9.4** マスメディアおよびインターネット（ソーシャルメディアを含む）を含む一般市民に情報およびサービスを提供する公共および民間の事業者に対する、情報および通信の義務としてのアクセシビリティ基準を定めている法的枠組み**[[2]](#endnote-2)**。(21.1.2に同じ）

**9.5** 避難計画や避難所を含む緊急サービスを規制する法制に、義務としてのアクセシビリティ基準が盛り込まれていること。

**9.6** 一般市民を対象とした政府の情報および通信を規制する法制は、公共部門のウェブサイトおよびアプリへの完全なアクセス、並びに代替様式での政府情報の利用を保証していること。

**9.7** アクセシビリティに対する既存のすべての障壁を特定し、解消するための包括的な国家アクセシビリティ戦略および／または計画が存在すること**[[3]](#endnote-3)**。

**プロセス指標**

**9.8** 障害のある人が利用しやすい交通機関の数と割合**[[4]](#endnote-4)**。交通機関の種類（バス、電車、路面電車、地下鉄、タクシーなど）およびサービスの種類（公共サービス／民間サービスなど）別に集計。

**9.9** 障害のある人のための代替的でアクセシブルな交通サービスへのアクセスを促進し、確保するための措置**[[5]](#endnote-5)**。

**9.10** アクセシビリティ基準を満たす既存の公共／政府の建物および施設の数と割合。

**9.11** アクセシビリティ基準に準拠している新築の建物の数と割合。

**9.12** アクセシビリティ基準に準拠している政府のウェブサイトおよびアプリの割合（21.15に同じ）。

**9.13** 手話言語通訳、音声説明、字幕、およびその他のアクセシビリティ確保手段を含むテレビの放送番組数の割合、および放送時間の割合。メディアの所有権（民間／公共）、コンテンツの種類（ニュース／子供向けを含むその他の番組）、および提供されたアクセシビリティの確保手段別に集計**[[6]](#endnote-6)**。

**9.14** 「オンデマンド」またはノンリニア・サービス（ビデオ・オンデマンド・サービスなど）で利用可能なコンテンツの中で、手話言語通訳、音声説明、字幕、およびその他のアクセシビリティ確保手段を含むものの割合。メディアの所有者（民間／公共）、およびアクセシビリティ確保手段別に集計。

**9.15** 公的機関が発行した報告書のなかで、アクセシブルな様式で一般市民に向けて発行したものの数と割合。様式の種類別に集計( 21.16に同じ）。

**9.16** 緊急時の手順、手続き、サービス、施設に関するものを含め、政府の施設、サービス、事業に対するアクセシビリティ監査を実施すること。この監査には障害のある人とその代表組織の参加を求める。

**9.17** ユニバーサルデザインとアクセシビリティの基準を定め、アクセシブルな特徴やデザインを含む製品やサービスを要求する公共調達指針を採択すること**[[7]](#endnote-7)**。

**9.18** ユニバーサルデザインとアクセシビリティ基準について研修を受けた専門職、特にエンジニア、建築家、都市計画者、交通事業者、ウェブデザイナー、公共サービスの提供者、メディア事業者、公共調達担当者、その他の専門職の数と割合。

**9.19** 一般に公開されているすべてのサービスでアクセシビリティを促進し、関連する専門家、メーカーおよびサービス提供者によるユニバーサルデザインおよびアクセシビリティ基準の知識を促進するとともに、アクセシビリティに関する人々の権利と責任を知らせるための啓発キャンペーンおよび活動。

**9.20** 建築環境、交通、情報および通信のアクセシビリティに関連する法律、規則、政策および事業の設計、実施および監視に、障害のある人の代表組織を通じての関与を含め、障害のある人が積極的に関与することを確実にするために実施される協議プロセス**[[8]](#endnote-8)**。

**9.21** 障害のある人のアクセシビリティに関する苦情で受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、訴えた者に有利に裁定されたものの割合、そして後者のうち政府および／または責任を負う者がその裁定を遵守したものの割合。それぞれ苦情解決制度の種類別に集計。

**成果指標**

**9.22** 公共交通機関へのアクセスが便利な人口の割合（SDG11.2.1）。性別、年齢、障害別に集計。

**9.23** 各都市部の建物密集区域におけるすべての人が利用できる公共スペースの割合の平均（SDG 11.7.1）。性別、年齢、障害別に集計。

**9.24** 国や地方の首都の政府の建物を含め、都市部および農村部で公共の建物がアクセシブルであると報告している障害のある人の割合。

**9.25** インターネットを利用している人の割合（SDG指標17.8.1）。年齢、性別、障害別に集計。

**9.26**代替の通信手段による緊急サービスへのアクセスに満足していると報告する障害のある人の割合。性別、年齢、障害別に集計。

**9.27** 公的な交流において代替通信手段**[[9]](#endnote-9)**の利用を認められた障害のある人の割合。利用した公共サービスの種類、性別、年齢、障害別に集計。

**付属資料**

**＊**　CRPD委員会のアクセシビリティに関する[一般的意見第2号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/2&Lang=en)も参照。

（翻訳・佐藤久夫、藤原早織）

1. 少なくとも以下の要素を含むべきである。

   - アクセシビリティ基準およびガイドラインの開発におけるユニバーサルデザインの原則の適用

   - セクター固有の技術基準を遵守する義務

   - アクセシビリティ基準違反に対する効果的で違反抑止力のある制裁措置があること

   - アクセシビリティ基準の遵守を監視するための独立した機関の設立

   - アクセシビリティの定義に、支援技術や装置、人間や動物の支援を含めること

   - すべての公共調達、補助金、およびその他の資金助成制度におけるアクセシビリティ基準の遵守

   - すべてのアクセシビリティ関連の取り組みにおいて、障害のある人の代表組織と密接に協議する義務

   - アクセシビリティを促進するインセンティブ。例えば、アクセシビリティのための機器の改造に対する免税、適切な支援技術／機器、車両の輸出入の免税、支援機器、意思疎通機器、または住宅改造の購入に対する財政支援など

   - 関連する職業の教育カリキュラムにアクセシビリティとユニバーサルデザインの単元を含めること [↑](#endnote-ref-1)
2. この指標は、例えば、電気通信法、放送コード、関連規制、インターネット、デジタル技術、電話（電話中継サービスや携帯電話を含む）に対応するアクセシビリティに関する規定を指している。「ソーシャルメディア」には、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリが含まれる。例えば、[ITU-T Hシリーズ補足17](https://www.itu.int/rec/T-REC-H.Sup17/en)｜ISO/IECガイド71「標準規格におけるアクセシビリティへの対応のためのガイド」および[ITU-T F.790](https://www.itu.int/rec/T-REC-F.790)「高齢者および障害のある人のための電気通信アクセシビリティガイドライン」を参照。詳細は、<https://www.itu.int/en/ITU-T/accessibility/Pages/default.aspx>を参照。 [↑](#endnote-ref-2)
3. これには、以下の規定が含まれるべきである。

   - 交通手段、建築物、ICT関連サービスのためのすべての設計の承認を管理するバリアフリーアクセスのための義務的な技術的基準は、障害のある人を代表する組織と緊密に協議し、国際的に認知された基準を考慮して採用される

   - 障害のある人の代表組織の密接かつ一貫した関与の下で実施される、物理的環境や交通機関、一般に公開されている建物や施設、サービス、ICT技術のアクセシビリティへの障壁を特定し、障壁の発生や障壁の除去に公的資金が使用されているかどうかを検証するための初期および定期的な監査を実施する責務 [↑](#endnote-ref-3)
4. 交通サービスシステムを規制している法律によっては、異なる基準での集計が必要となる場合がある。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 例えば、パラ交通サービス、障害のある人が代替的にアクセシブルな交通機関を利用するための補助金や手当など、様々な手段が提供され得る。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 字幕、手話言語、音声説明などのアクセシビリティ情報を表示する機能を記述したITU-T勧告H.702を参照。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 指針では、以下の基準を定めることができる。

   - アクセシビリティ仕様を含む入札募集および入札調達計画

   - 評価基準におけるアクセシビリティ仕様

   - 製品やサービスがアクセシブルな機能を持つ（または持たない）かどうかを明記する供給契約。

   障害のある人には、調達手続きへのアクセス権がなければならず、事業体や売主の調達担当者として調達プロセスに参加する資格を持っていなければならない。 [↑](#endnote-ref-7)
8. この指標では、CRPDの第4条3およびCRPD委員会の[一般的意見第7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に沿って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する意思決定プロセスに障害のある人を関与させるために公的機関が行った具体的な活動（協議の会合、技術的説明会、オンライン意見調査、法案や政策案に対する意見募集、その他の参加方法や仕組みを含む）を検証することが求められている。この観点から、国は以下のことを行わなければならない。

   - 協議プロセスを透明でアクセスしやすいものにする

   - 適切でアクセス可能な情報を提供する

   -障害者団体の自由な意見の表明に対して、情報の保留をせず、条件づけや妨害をしない

   - 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める

   - 早期かつ継続的な参加を確保する

   - 参加者の関連費用を負担する [↑](#endnote-ref-8)
9. 手話言語、点字、筆記、わかりやすい版、同時字幕など。 [↑](#endnote-ref-9)